

# 彙報

第二條 厚生省研究所ニ總務課及部ヲ置ク  
各部ノ名稱並ニ總務課及各部ノ事務ノ分掌ハ厚生大臣之ヲ定ム

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ

第三條 厚生省研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

第七條 所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

所長

部長

技師

研究官

教務主事

指導官

事務官

研究官補

指導官補

書記

薬剤手

專任一人

研究官

研究官補

指導官補

書記

薬剤手

專任一人

研究官

研究官補

指導官補

書記

薬剤手

研究官

研究官補

第八條 部長ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究掌ル

第十一條 教務主事ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 指導官ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十五條 指導官補ハ技手又ハ研究官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ指導官ノ職務ヲ助ク

第十六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十七條 薬剤手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ從事ス

第十八條 厚生省研究所ニ於テ養成訓練ヲ受クル者ヲ厚生省研究所研究生ト稱ス

厚生省研究所研究生ニ關スル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ

第六條 厚生省研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第一條 厚生省研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題、國民保健及國民勤勞ニ關スル調査研究並ニ公衆衛生技術者及工場事業場災害豫防技術者ノ養成訓練

中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

ヲ掌ル